

三重県立総合医療センター本館等石綿含有事前調査等業務委託  
業務仕様書

1. 業務名称

三重県立総合医療センター本館等石綿含有事前調査等業務委託

2. 業務目的

本業務は、下記調査対象建築物について、今後想定される改修工事等を行う際には、大気汚染防止法第18条の15及び石綿障害予防規則第3条に基づく石綿含有の事前調査を実施する必要があることから、あらかじめ事前調査及び分析調査を実施し、改修工事等における工期の短縮や工事費用の軽減を図ることを目的とする。

3. 調査対象建築物

調査対象建築物は下表のとおりとする。

調査対象建築物 名称	建築概要			延床面積 (㎡)	建築年度
	戸数	構造	階数		
総合医療センター 本館	—	高層部 SRC 造 低層部 RC 造	地下1階 地上7階 塔屋2階	30,709	平成6年 本館建築 平成12年 西棟、手術棟増築 平成13年 6階東病棟改修 平成25年 周産期棟増築 内視鏡棟増築 令和5年 放射線治療棟増築
看護師宿舎	68	RC 造	3階	1,759	平成6年
院内保育所	—	RC 造	平屋	325	平成6年
医師公舎	12	RC 造	2階	518	平成6年

4. 調査場所

本館、院内保育所、看護師宿舎 : 三重県四日市市大字日永 5450-132

医師公舎 : 三重県四日市市大字泊村 1050-68

5. 業務期間

契約の日から令和7年3月21日まで

## 6. 業務内容

### (1) 調査概要

大気汚染防止法第18条の15及び石綿障害予防規則第3条に基づき、調査対象建築物に施工されている外壁材及び内装建材について石綿含有の有無の調査・診断を行うものとする。

### (2) 調査手順

#### ア 書面調査

設計図書等の読み取り確認による使用建材及び部位の確認を行う。

#### イ 目視調査

現地において、目視により原則全ての部屋の各部位（天井・壁・床・ふところ等）の確認を行い、その結果を記録するとともに、書面調査結果との使用建材の整合性を確認する。また、確認できなかった部屋については、その理由を報告書に記載すること。なお、現地調査は原則2名で実施するものとする。

#### ウ 分析調査

①書面調査及び目視調査の結果に基づき、石綿含有の有無が断定できない建材については、必要に応じ試料採取を行い分析調査を行う。なお、分析調査の対象建材は、発注者と受注者で協議により決定のうえ、後日試料採取を行うものとする。また、分析試料の採取にあたっては、採取の前後、補修後について写真撮影を行う。写真撮影の際には、採取場所、採取日、採取対象建材が判断できるようにする。

②分析調査数量は次のとおり概数を想定しているが、数量に増減が生じた場合は契約変更の対象とする。

・総合医療センター本館	：	250	試料
・看護師宿舎	：	40	試料
・院内保育所	：	30	試料
・医師公舎	：	30	試料

③石綿含有分析における対象は、「クリソタイル」、「アモサイト」、「クロシドライト」、「アクチノライト」、「アンソフィライト」及び「トレモライト」の6種類とし、分析方法は「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（JISA 1481 規格群）により行うものとする。

#### エ 成果品（調査結果報告書）の作成

成果品（調査結果報告書）は次に示す内容について取りまとめるものとする。

なお、様式は任意とし、提出部数は2部とする。

- ・報告年月日
- ・報告書 No

- ・報告先の名称（宛名）
- ・報告書名
- ・報告者名
- ・調査責任者、調査実施者（現地調査、試料採取箇所判断など）
- ・調査の目的
- ・目的とする調査範囲及び調査対象建材
- ・調査対象物件概要（施設名、竣工年、所在地、構造、規模、用途など）
- ・調査期間
- ・調査方法（設計図書調査、現地調査、分析など）
- ・結果の概要
- ・調査結果平面図（石綿含有建材位置図）
- ・調査報告詳細
- ・調査した範囲（アクセス不能であった箇所、調査対象外の箇所）
- ・調査現況写真
- ・試料採取時の調査状況写真
- ・添付資料（分析結果報告書、有資格者証明書）

## 7. 貸与資料

配置図及び建築物等の設計図書で病院に保管されている資料一式

## 8. 特記事項

- (1) 業務の着手にあたっては、業務計画書及び工程表を事前に提出し、病院担当者と打合せを行うこと。また、現地調査については、事前に病院担当者と協議し、病院運営に支障が生じないように計画すること。
- (2) 調査業務は、次に掲げるいずれかの資格を有する者が行うものとする。
  - ア 特定建築物石綿含有建材調査者
  - イ 一般建築物石綿含有建材調査者
  - ウ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

なお、現場調査を実施するすべての者が調査資格を有していること。
- (3) 分析業務は、次に掲げるいずれかの資格を有する者が行うものとする。
  - ア 厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者
  - イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
  - ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修

(建材定性分析エキスパートコース)」修了者

エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）」合格者

オ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター

カ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

- (4) 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
- (5) 分析試料採取にあたっては、必要な養生及び補修を行うとともに、作業場所の整理整頓に努めること。また、作業終了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- (6) 受注者は、建築物等に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、指示に基づき原状回復すること。また、作業実施にあたり事故等が発生した場合は、速やかに内容を報告し、指示を受けること。
- (7) 発生材等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、受注者の責任において適切に処分すること。
- (8) 受注者は、調査内容、報告書等関連資料を当該業務に携わるもの以外に漏らしてはならない。
- (9) 分析業務の再委託は不可とする。

## 9. 疑義

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者が協議のうえ、決定する。